

財務省告示第三百六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年七月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二													
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	発行行	発行行	発行行	発行行													
利付国庫債券（二年）（第二百三	十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する	法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七條第一項の規定に	基づき厚生労働大臣から年金資	金運用基金に寄託された資金に	よる引受け	額九十一億九千九百四十六万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年七月二十日	額面金額百円につき百円六銭	年〇・一パーセント	平成十八年一月二十日を支払期

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 ` 支 年
十 銀 金 十 支 そ の 支 一
七 行 額 九 払 の 日 以 し ` 月
年 百 円 七 月 。 前 六 各 支 七
七 円 に 月 六 月 間 に 属 す る
月 二 十 日

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を `
日 び 営 休 支 次
に 第 業 業 払 の
つ 十 日 に 日 。 算
い 四 に 支 当 た 式
て 号 に 払 たり だ により
同 にお ough とき 出し
じ いて 以下 は 支
。 規定、` 払 した